

# 保育所・認定こども園・幼稚園 小規模保育事業所

## ご利用ガイドブック

令和 9 年度



い せ し    け ん こ う ふ く し ぶ    ほ い く か

**伊勢市 健康福祉部 保育課**

電話   0596-21-5579（直通）

※掲載内容は令和 8 年 7 月時点のものです。今後変更となる可能性があります。

### 目 次

|                   |      |                    |       |
|-------------------|------|--------------------|-------|
| 1 保育所・認定こども園等について | P. 1 | 5 教育・保育給付認定の申請について | P. 12 |
| 2 預かってもらえる時間は？    | P. 4 | 6 入所・入園の手続きについて    | P. 14 |
| 3 利用者負担額（保育料）について | P. 5 | 7 保育関係施設案内図        | P. 17 |
| 4 伊勢市の保育関係施設一覧    | P. 9 |                    |       |

# 1 保育所・認定こども園等について

## 保育所とは？

仕事や病気などにより、ご家庭での保育が困難であるお子さまをお預かりするところが保育所（保育園を含む）です。子ども同士のふれあいを通して、家庭的な雰囲気の中で子どもたちが楽しく生活しています。また、年齢に応じた保育計画をたて、遊びや食事のなかで日々の保育をしています。



## 認定こども園とは？

認定こども園とは、これまでの保育所や幼稚園のように、保護者が働いているかどうかによって利用を限定されることなく利用できる施設です。保育の利用にあたっては、保護者が就労していること等、保育所と同様の入所条件を満たす必要があります。

入所する子どもへ教育と保育の一体的な提供を行うほか、すべての子育て家庭を対象に、子育ての不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などの子育て支援を行います。

## 小規模保育事業所とは？

小規模保育事業所とは、主に0歳児から2歳児を対象とした認可事業所です。少人数で保育を実施するため、家庭的な雰囲気の中で、発達に応じた保育が行われます。

## 保育の目的

### 地域とのつながり

園の各行事におじいさんやおばあさん、地域の方々に参加してもらい、地域とのつながりを深めます。また、地域の行事に参加する事により、人と人とのつながりを大切にします。



### 丈夫な心身を育てる

自然に触れて遊ぶことにより体のバランスや敏捷性を養います。また、身近な動物や植物の世話をすることにより命の大切さを学び、遊びを通して物の形や数を学びます。



### 生活習慣を身につける

健康で楽しい生活をおくるために必要な生活習慣を身につけ、また、友だちと一緒に遊びながら人の気持ちを思いやるやさしい心と責任感を育てます。



### ことばを身につける

絵本やお話などでことばに対する興味をもたせ、人の話を聞いたり自分の気持ちを伝えたりしながら、ことばを身につけます。また、音楽を聞いたり、絵を描いたり、物を作ったりすることで自分を表現する力をつけます。



## 保育所入所の条件（保育を必要とする事由）について

保護者・児童ともに伊勢市に住所を有し、保護者が次のいずれかにより、お子さまをご家庭で保育することができないと認められる場合にご利用いただけます。

- ・労働（家事以外）をしている場合。（月４８時間以上の就労）
- ・妊娠中または出産後間がない場合。
- ・保護者に疾病、障がいがある場合。
- ・同居親族等に病人等がいて常時介護、看護が必要である場合。
- ・災害の復旧にあたっている場合。
- ・保護者が就学（職業訓練等含む）をしている場合。
- ・虐待やDVのおそれがある場合。
- ・育児休業取得中に既に保育を利用している子どもの継続利用が必要な場合。

※産後休暇・育児休業中の場合は、休暇明け月の初日から入所できます。

※上記の基準に該当する場合であっても、保護者以外の方が保育できるとき、定員に余裕がないときなどは入所できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

- 上記の認定を受けるためには、教育・保育給付認定の申請が必要です。

詳しくは「５ 教育・保育給付認定の申請について」（12～14 ページ）をご覧ください。

## 何歳から入れるの？

各施設により異なります。

詳しくは「４ 伊勢市の保育関係施設一覧」（９～11 ページ）をご覧ください。

## 休日に預かってもらえる施設は？

日曜日、祝日等に家庭で子どもの保育が困難な場合、休日保育を行っています。

| 保育時間       | 保 育 所                                      |
|------------|--------------------------------------------|
| 7：30～18：00 | 保育所きらら館<br>（すべての保育所・認定こども園に入所している保育認定の子ども） |
| 7：30～18：00 | なかよし保育所（なかよし保育所入所の子どものみ）                   |

※保育料は別途必要となります。

## 閉所日は？

日曜日、国民の祝日、祝日の振替休日、年末年始（公立は12月29日～1月3日・施設によって異なります）は閉所します。

また、特殊な事態（感染症、非常災害等）などの場合、閉所したり、登園の自粛をお願いしたりすることがあります。

※土曜日、お盆、年度末などは希望保育となる場合があります。詳しくは各施設にお尋ねください。

## 障がいのある子どもの保育は？

障がいがあっても、集団保育になじむことができる子どもであれば入所できます。

ただし、施設の状況等により受け入れできない場合があります。

また、おおぞら児童園では保護者と一緒にそれぞれの子どもにあった訓練・療育を行っています。詳しくは市役所健康福祉部こども発達支援室までお尋ねください。

## 保育所の給食について

保育所の給食は、子どもの心身を健全に発達させるということが大きな目標になっています。そのため、栄養士を中心に献立を検討し、統一献立による給食を実施しています。



必要な栄養素をバランスよくとることができるように、主食はごはんを中心にパン・めんを、副食は主菜・副菜を組み合わせ作成しています。また、子どもたちが野菜を育て、給食に取り入れて食べるなど、体験を通じて食の楽しさも伝えています。

食物アレルギーのある子どもたちも安心して給食を食べることができるよう配慮していますので、入所前にご相談ください。

0・1・2歳児の給食費は保育料の中に含まれています。3・4・5歳児は幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費については施設による実費徴収となります。収入により徴収免除となる場合もあります。

なお、認定こども園は各施設により給食や弁当による昼食を実施しています。詳しくは各認定こども園にお尋ねください。

## こんなこともしています！

### 育児相談

(すべての保育所・認定こども園)

子育ての悩みや不安などの相談に保育士や看護師が対応しています。

また施設を利用していない家庭からの相談もお受けしています。

### 子育て支援センター

(きらら館・しごう・二見・小俣  
・御園・駅前)

親子の交流の場として一部の施設を開放しています。

また、子育てに関する講座の開催や相談をお受けしています。

### 一時保育

- ・保育所きらら館・小俣子育て支援センター
- ・しごうこども園・御園子育て支援センター
- ・駅前一時保育室

保育所(園)等を利用していない小学校就学前のお子さまを一時的にお預かりしています。

LINEによる利用予約を行っています。



※下記施設でも一時保育を行っています。詳しくは各施設にお問い合わせください。

- ・修道こども園 ☎ 28-1565
- ・tree cover. (ツリーカバー) ☎ 080-2611-9902
- ・いせの杜保育園 ☎ 25-3676
- ・和順子育て支援センター ☎ 29-2525

## 2 預かってもらえる時間は？

|        |        | 7時00分          | 7時15分 | 7時30分 | 7時45分 | 8時00分 | 8時30分 | 16時00分 | 16時30分 | 17時00分 | 17時30分 | 17時50分 | 18時00分 | 18時15分 | 18時30分 | 19時00分 | 19時15分 | 19時30分 | 20時30分 | 21時00分 |
|--------|--------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 保育所（園） | 公立     | 明倫             |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | 浜郷             |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | きらら館           |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | しらとり           |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | ゆりかご           |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | 御園第一           |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | 御園第二           |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        | 私立     | ふたみ            |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | 大湊             |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | 一色             |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | 村松             |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | 船江             |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | たけのこ           |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | 東大淀            |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | 豊浜西            |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | みどり            |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | 有滝             |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | 中須             |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | 佐八             |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | みややま           |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | なかよし           |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | えがお            |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | あけの            |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | いせの杜           |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | えがおあけぼの        |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        | 認定こども園 | 公 しょう          |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | 修道             |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | 暁の星            |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | 和順             |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | 私立 マリア         |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | ゆたか            |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | 有緝             |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | めいりん           |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        | 小 私    | 中島             |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | にこにこ           |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | まるこ            |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | にこにこ第2         |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | キッズラボ          |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|        |        | にこにこバイリンガルスクール |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |

保育短時間
  保育標準時間
  延長保育可能時間（別途延長保育料が必要となります。）

※保育短時間認定の方でも、ご家庭の状況等により保育時間を延長できます。（別途延長保育料が必要です）

※土曜日は保育時間が異なる場合がありますので、各施設にお問い合わせください。

※教育標準時間については園によって異なるため、各園にお問い合わせください。

※「小」とは小規模保育事業所のことです。

※保育時間は変更する場合があります。

### 3 利用者負担額(保育料)について

**公立1号認定利用者負担額(保育料)表 (参考)**

| 児童の属する世帯の階層区分<br>(4月～8月分は前年度、9月～翌年3月分は当年度の市民税額で決定します。) |                                                                     | 利用者負担額 (月額)                     |
|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
|                                                        |                                                                     | 1号認定                            |
| 1                                                      | 生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律による支援受給世帯 | 幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者負担額は、0円になります。 |
| 2A                                                     | 市民税所得割額が、非課税の母子世帯等(※1)                                              |                                 |
| 2B                                                     | 市民税所得割額が、非課税の世帯                                                     |                                 |
| 3A                                                     | 市民税所得割額が、77,101円未満の母子世帯等                                            |                                 |
| 3B                                                     | 市民税所得割額が、77,101円未満の世帯                                               |                                 |
| 4                                                      | 上記以外の世帯                                                             |                                 |

※2

※1 「母子世帯等」とは、下記のいずれかの世帯です。

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のいない方で現に児童を扶養している世帯(母子及び父子世帯等)
- ・次の在宅障がい児(者)を有する世帯
  - ①身体障害者手帳の交付を受けた方
  - ②療育手帳の交付を受けた方
  - ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
  - ④特別児童扶養手当の支給対象児
  - ⑤国民年金の障害基礎年金等の受給者

※2 きょうだいがいる場合の人数の考え方は以下のとおりとなります。

|                      |                                        |
|----------------------|----------------------------------------|
| 市民税所得割額が77,101円未満の世帯 | お子さんの年齢にかかわらず、年齢の高いほうから1人目、2人目と数えます    |
| 市民税所得割額が77,101円以上の世帯 | 小学校3年生までの子を対象として、年齢の高いほうから1人目、2人目と数えます |

幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費(主食費・副食費)について市による実費徴収となりますが(しごうこども園のみ給食を実施しています)、以下の場合副食費が徴収免除となります。

|                      |                                              |
|----------------------|----------------------------------------------|
| 市民税所得割額が77,101円未満の世帯 | 副食費は徴収免除となります。                               |
| 市民税所得割額が77,101円以上の世帯 | 小学校3年生までの子を対象として、年齢の高いほうから3人目以降副食費は徴収免除されます。 |

※ 市民税所得割額については、調整控除以外の税額控除(住宅借入金等特別税額控除、配当所得控除、寄付金控除等)を適用する前の金額となります。



## 私立1号認定利用者負担額(保育料)表（参考）

| 児童の属する世帯の階層区分                            |                                                                     | 利用者負担額（月額）                             |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| (4月～8月分は前年度、9月～翌年3月分は当年度の市民税所得割額で決定します。) |                                                                     | 1号認定                                   |
| 1                                        | 生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律による支援受給世帯 | <b>幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者負担額は、0円になります。</b> |
| 2A                                       | 市民税所得割額が非課税の母子世帯等（※1）                                               |                                        |
| 2B                                       | 市民税所得割額が非課税の世帯                                                      |                                        |
| 3A                                       | 市民税所得割額が77,101円未満の母子世帯等                                             |                                        |
| 3B                                       | 市民税所得割額が77,101円未満の世帯                                                |                                        |
| 4                                        | 市民税所得割課税額77,101円～211,200円以下                                         |                                        |
| 5                                        | 市民税所得割課税額211,201円以上                                                 |                                        |

※2

※1 「母子世帯等」とは、下記のいずれかの世帯です。

- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のいない方で現に児童を扶養している世帯（母子及び父子世帯等）
- ・ 次の在宅障がい児（者）を有する世帯
  - ①身体障害者手帳の交付を受けた方
  - ②療育手帳の交付を受けた方
  - ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
  - ④特別児童扶養手当の支給対象児
  - ⑤国民年金の障害基礎年金等の受給者

※2 きょうだいがいる場合の人数の考え方は以下のとおりとなります。

|                      |                                        |
|----------------------|----------------------------------------|
| 市民税所得割額が77,101円未満の世帯 | お子さんの年齢にかかわらず、年齢の高いほうから1人目、2人目と数えます    |
| 市民税所得割額が77,101円以上の世帯 | 小学校3年生までの子を対象として、年齢の高いほうから1人目、2人目と数えます |

幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費（主食費・副食費）について施設による実費徴収となりますが、以下の場合副食費が徴収免除となります。

|                      |                                              |
|----------------------|----------------------------------------------|
| 市民税所得割額が77,101円未満の世帯 | 副食費は徴収免除となります。                               |
| 市民税所得割額が77,101円以上の世帯 | 小学校3年生までの子を対象として、年齢の高いほうから3人目以降副食費は徴収免除されます。 |

※ 市民税所得割額については、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当所得控除、寄付金控除等）を適用する前の金額となります。

## 2号・3号認定利用者負担額(保育料)表 (参考)

| 児童の属する世帯の階層区分<br><br>・4月～8月分は前年度、9月～翌年3月分は当年度の市民税所得割額で階層決定します。<br><br>・市民税所得割額については、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当所得控除、寄付金控除等）を適用する前の金額となります。 |                                                                      | きょうだい<br>(※1)      | 利用者負担額(月額)                     |                                 |                                |                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
|                                                                                                                                            |                                                                      |                    | 保育標準時間                         |                                 | 保育短時間                          |                                 |
|                                                                                                                                            |                                                                      |                    | 3号認定<br>(0～2歳児)                | 2号認定<br>(3～5歳児)                 | 3号認定<br>(0～2歳児)                | 2号認定<br>(3～5歳児)                 |
| 1                                                                                                                                          | 生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援受給世帯 | —                  | 幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者負担額は0円になります。 |                                 | 幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者負担額は0円になります。 |                                 |
| 2                                                                                                                                          | 市民税が非課税の母子世帯等 ※(3)                                                   | —                  |                                |                                 |                                |                                 |
| 3                                                                                                                                          | 市民税が非課税の世帯                                                           | —                  |                                |                                 |                                |                                 |
| 4A                                                                                                                                         | 市民税が均等割のみの世帯                                                         | 1人目<br>2人目<br>3人目～ | 9,400<br>(4,700)<br>0          | 幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者負担額は、0円になります。 | 9,300<br>(4,600)<br>0          | 幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者負担額は、0円になります。 |
| 4B                                                                                                                                         | 市民税が均等割のみの母子世帯等 ※(3)                                                 | 1人目<br>2人目<br>3人目～ | 4,700<br>(0)<br>0              |                                 | 4,600<br>(0)<br>0              |                                 |
| 5A                                                                                                                                         | 市民税所得割が48,600円未満                                                     | 1人目<br>2人目<br>3人目～ | 11,100<br>(5,500)<br>0         |                                 | 11,000<br>(5,500)<br>0         |                                 |
| 5B                                                                                                                                         | 市民税所得割が48,600円未満の母子世帯等 ※(3)                                          | 1人目<br>2人目<br>3人目～ | 5,500<br>(0)<br>0              |                                 | 5,500<br>(0)<br>0              |                                 |
| 6B                                                                                                                                         | 市民税所得割が48,600円～65,000円未満の母子世帯等 ※(3)                                  | 1人目<br>2人目<br>3人目～ | 6,400<br>(0)<br>0              |                                 | 6,300<br>(0)<br>0              |                                 |
| 7B                                                                                                                                         | 市民税所得割が65,000円～77,101円未満の母子世帯等 ※(3)                                  | 1人目<br>2人目<br>3人目～ | 9,000<br>(0)<br>0              |                                 | 8,800<br>(0)<br>0              |                                 |
| 6A                                                                                                                                         | 市民税所得割が48,600円～57,700円未満                                             | 1人目<br>2人目<br>3人目～ | 12,800<br>(6,400)<br>0         |                                 | 12,600<br>(6,300)<br>0         |                                 |
|                                                                                                                                            | 市民税所得割が57,700円～65,000円未満                                             |                    |                                |                                 |                                |                                 |
| 7A                                                                                                                                         | 市民税所得割が65,000円～97,000円未満<br>(市民税所得割が77,101円～97,000円未満の母子世帯等 ※(3)を含む) | 1人目<br>2人目<br>3人目～ | 21,000<br>(10,500)<br>0        |                                 | 20,700<br>(10,300)<br>0        |                                 |
| 8                                                                                                                                          | 市民税所得割が97,000円～128,000円未満                                            | 1人目<br>2人目<br>3人目～ | 33,100<br>(16,500)<br>0        |                                 | 32,600<br>(16,300)<br>0        |                                 |
| 9                                                                                                                                          | 市民税所得割が128,000円～169,000円未満                                           | 1人目<br>2人目<br>3人目～ | 39,400<br>(19,700)<br>0        |                                 | 38,800<br>(19,400)<br>0        |                                 |
| 10                                                                                                                                         | 市民税所得割が169,000円～233,000円未満                                           | 1人目<br>2人目<br>3人目～ | 43,400<br>(21,700)<br>0        |                                 | 42,700<br>(21,300)<br>0        |                                 |
| 11                                                                                                                                         | 市民税所得割が233,000円～301,000円未満                                           | 1人目<br>2人目<br>3人目～ | 45,500<br>(22,700)<br>0        |                                 | 44,800<br>(22,400)<br>0        |                                 |
| 12                                                                                                                                         | 市民税所得割が301,000円～397,000円未満                                           | 1人目<br>2人目<br>3人目～ | 47,800<br>(23,900)<br>0        |                                 | 47,000<br>(23,500)<br>0        |                                 |
| 13                                                                                                                                         | 市民税所得割が397,000円以上                                                    | 1人目<br>2人目<br>3人目～ | 49,800<br>(24,900)<br>0        |                                 | 49,000<br>(24,500)<br>0        |                                 |

※2



※1 きょうだいがいる場合の保育料の軽減についての人数の考え方は以下のとおりとなります。

|                |                      |                                         |
|----------------|----------------------|-----------------------------------------|
| 母子世帯等<br>以外の世帯 | 市民税所得割額が57,700円未満の世帯 | お子さんの年齢にかかわらず、年齢の高いほうから1人目、2人目と数えます。    |
|                | 市民税所得割額が57,700円以上の世帯 | 小学校就学前までの子を対象として、年齢の高いほうから1人目、2人目と数えます。 |
| 母子世帯等          | 市民税所得割額が77,101円未満の世帯 | お子さんの年齢にかかわらず、年齢の高いほうから1人目、2人目と数えます。    |
|                | 市民税所得割額が77,101円以上の世帯 | 小学校就学前までの子を対象として、年齢の高いほうから1人目、2人目と数えます。 |

※保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援、医療型児童発達支援、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用しているこどもについて該当します。

※2 幼児教育・保育の無償化に伴い、2号認定（3～5歳児）のお子さんの給食費（主食費・副食費）については施設による実費徴収となりますが、以下の場合副食費が徴収免除となります。

|                |                      |                                               |
|----------------|----------------------|-----------------------------------------------|
| 母子世帯等<br>以外の世帯 | 市民税所得割額が57,700円未満の世帯 | 副食費は徴収免除となります。                                |
|                | 市民税所得割額が57,700円以上の世帯 | 小学校就学前までの子を対象として、年齢の高いほうから3人目以降副食費は徴収免除されます。  |
| 母子世帯等          | 市民税所得割額が77,101円未満の世帯 | 副食費は徴収免除となります。                                |
|                | 市民税所得割額が77,101円以上の世帯 | 小学校就学前までの子を対象として、年齢の高いほうから3人目以降副食費は徴収免除となります。 |

※3 「母子世帯等」とは、下記のいずれかの世帯です。

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のいない方で現に児童を扶養している世帯（母子及び父子世帯等）
- ・次の在宅障がい児（者）を有する世帯
  - ①身体障害者手帳の交付を受けた方
  - ②療育手帳の交付を受けた方
  - ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
  - ④特別児童扶養手当の支給対象児
  - ⑤国民年金の障害基礎年金等の受給者

※ 市民税所得割額については、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当所得控除、寄付金控除等）を適用する前の金額となります。

※ 【祖父母の市民税合算について】

給与収入が父母合わせて年間103万円以下（営業所得等の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得額が38万円以下）の場合、家計の主宰者である同居の祖父母の市民税額等を合算し、利用者負担額を算定する場合があります。前年分収入が103万円以下であっても、現地点での収入が103万円を超える見込みがあることが確認できる資料（給与明細等）があれば、父母のみで算定いたします。

※ 【認定区分について】

利用者負担額（保育料）の2号・3号認定区分は、4月1日の年齢で認定します。年度途中に教育・保育給付認定が3号から2号に切り替わっても利用者負担額の変更はありません。（3歳児から無償化の対象となります。）

## 4 伊勢市の保育関係施設一覧

### ○保育所(園)

#### 公立保育所

| 施設名      | 所在地         | 定員  | 入所年齢     | 電話      |
|----------|-------------|-----|----------|---------|
| 明倫保育所    | 吹上2丁目11-42  | 90  | 生後3ヶ月～5歳 | 28-6775 |
| 浜郷保育所    | 黒瀬町1637-1   | 120 | 生後3ヶ月～5歳 | 22-1964 |
| 保育所きらら館  | 常磐2丁目4-40   | 75  | 生後3ヶ月～5歳 | 21-4555 |
| 保育所しらとり園 | 小俣町湯田359    | 80  | 生後3ヶ月～5歳 | 22-2735 |
| 保育所ゆりかご園 | 小俣町本町444    | 150 | 生後3ヶ月～5歳 | 22-2016 |
| 御園第一保育園  | 御園町長屋416-1  | 180 | 生後3ヶ月～5歳 | 22-1574 |
| 御園第二保育園  | 御園町高向731    | 150 | 生後3ヶ月～5歳 | 28-7300 |
| ふたみ保育園   | 二見町光の街907-7 | 180 | 生後3ヶ月～5歳 | 63-9977 |

#### 私立保育所

| 施設名        | 所在地         | 定員  | 入所年齢     | 電話      |
|------------|-------------|-----|----------|---------|
| 大湊保育園      | 大湊町1080-1   | 45  | 生後3ヶ月～5歳 | 36-3260 |
| 一色保育園      | 一色町1316     | 70  | 生後3ヶ月～5歳 | 22-2037 |
| 村松保育園      | 村松町143-1    | 35  | 生後3ヶ月～5歳 | 37-2197 |
| 船江保育園      | 船江3丁目11-43  | 90  | 生後3ヶ月～5歳 | 28-1532 |
| たけのこ保育園    | 常磐町74-5     | 120 | 生後43日～5歳 | 25-6618 |
| 東大淀保育園     | 東大淀町2-12    | 45  | 生後3ヶ月～5歳 | 37-1239 |
| 豊浜西保育所     | 磯町1736      | 80  | 生後3ヶ月～5歳 | 37-0883 |
| みどり保育園     | 矢持町426      | 30  | 生後3ヶ月～5歳 | 39-1330 |
| 有滝保育園      | 有滝町2102-55  | 20  | 生後3ヶ月～5歳 | 37-4548 |
| 中須保育園      | 中須町416-43   | 90  | 生後3ヶ月～5歳 | 24-9258 |
| 佐八保育園      | 佐八町728-2    | 35  | 生後3ヶ月～5歳 | 39-0055 |
| みややま保育園    | 旭町348       | 90  | 生後3ヶ月～5歳 | 25-7160 |
| なかよし保育所    | 勢田町642-3    | 45  | 生後42日～5歳 | 24-0570 |
| えがお保育園     | 小俣町元町569    | 70  | 生後6ヶ月～5歳 | 21-1031 |
| あけの保育園     | 小俣町新村558-20 | 90  | 生後3ヶ月～5歳 | 20-7160 |
| いせの杜保育園    | 大世古4丁目2-13  | 55  | 生後57日～5歳 | 25-3676 |
| えがおあけぼの保育園 | 小俣町明野1653   | 125 | 生後6ヶ月～5歳 | 22-2665 |

※1 掲載内容は令和8年7月時点での見込みとなります。

※2 定員は変更する場合があります。

※3 「伊勢市こども計画」に基づき、御園第一保育園・御園第二保育園は今後統合される可能性があります。

※4 企業主導型保育園(伊勢けいゆう塾保育園 21-4150)を希望の場合は直接施設へお問い合わせください。

## ○認定こども園

### 公立認定こども園

| 施設名     | 類型    | 所在地           | 定員  | 区分      | 入所年齢     | 電話      |
|---------|-------|---------------|-----|---------|----------|---------|
| しごうこども園 | 幼保連携型 | 一字田町<br>891-1 | 125 | 2号・3号認定 | 生後3ヶ月～5歳 | 25-6160 |
|         |       |               |     | 1号認定    | 満3歳～5歳   |         |

### 私立認定こども園

| 施設名      | 類型    | 所在地            | 定員  | 区分              | 入所年齢               | 電話      |
|----------|-------|----------------|-----|-----------------|--------------------|---------|
| 修道こども園   | 幼保連携型 | 楠部町<br>48-40   | 130 | 2号・3号認定<br>1号認定 | 生後6ヶ月～5歳<br>満3歳～5歳 | 28-1565 |
| 暁の星こども園  | 幼保連携型 | 小俣町宮前<br>475-1 | 204 | 3号認定            | 生後6ヶ月～2歳           | 20-1117 |
|          |       | 小俣町本町<br>1336  |     | 1号・2号認定         | 3歳～5歳              | 22-0689 |
| 和順こども園   | 幼稚園型  | 小俣町元町<br>214-3 | 110 | 2号・3号認定         | 満2歳～5歳             | 28-1121 |
|          |       |                |     | 1号認定            | 満3歳～5歳             |         |
| マリアこども園  | 幼保連携型 | 岡本1丁目<br>2-33  | 103 | 2号・3号認定         | 生後3ヶ月～5歳           | 25-7490 |
|          |       |                |     | 1号認定            | 満3歳～5歳             |         |
| ゆたかこども園  | 幼保連携型 | 御園町<br>王中島 23  | 200 | 2号・3号認定         | 満1歳～5歳             | 22-3480 |
|          |       |                |     | 1号認定            | 満3歳～5歳             |         |
| 有緝こども園   | 幼保連携型 | 船江2丁目<br>2-29  | 141 | 2号・3号認定         | 生後6ヶ月～5歳           | 23-5225 |
|          |       |                |     | 1号認定            | 満3歳～5歳             |         |
| めいりんこども園 | 幼保連携型 | 岡本3丁目<br>1-20  | 125 | 3号認定            | 生後6ヶ月～2歳           | 28-4094 |
|          |       | 岡本1丁目<br>18-65 |     | 1号・2号認定         | 満3歳～5歳             |         |
| 中島こども園   | 幼保連携型 | 中島2丁目<br>13-4  | 107 | 2号・3号認定         | 生後6ヶ月～5歳           | 28-2438 |
|          |       |                |     | 1号認定            | 満3歳～5歳             |         |

※1 掲載内容は令和8年7月時点での見込みとなります。

※2 定員は変更する場合があります。

※3 幼保連携型認定こども園とは、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持った単一の施設です。

※4 幼稚園型認定こども園とは、認可幼稚園が保育所的な機能を備えた施設です。

※5 しごうこども園、修道こども園、和順こども園、マリアこども園、ゆたかこども園、有緝こども園、めいりんこども園、中島こども園の1号認定については、年度途中で3歳になるお子さまもご利用いただけます。また、一部の認定こども園で子育て支援として、保育を必要とする事由に該当しない場合でも2歳児のお子さまの受入を行っています。（詳しくは各園へお問い合わせください。）

## ○小規模保育事業所

### 私立小規模保育事業A型

| 施 設 名              | 所 在 地      | 定員 | 区分   | 入所年齢      | 電話      |
|--------------------|------------|----|------|-----------|---------|
| にこにこ保育園            | 小俣町元町 545  | 12 | 3号認定 | 生後3ヶ月～2歳  | 27-0015 |
| まるこ保育園             | 一之木1丁目 8-3 | 6  | 3号認定 | 生後11ヶ月～2歳 | 28-5310 |
| にこにこ保育園<br>第2      | 小俣町元町 545  | 12 | 3号認定 | 生後3ヶ月～2歳  | 27-0015 |
| キッズラボ保育園<br>みその    | 御園町長屋 2126 | 19 | 3号認定 | 生後3ヶ月～2歳  | 65-6644 |
| にこにこバイリン<br>ガルスクール | 上地町 2951-1 | 19 | 2号認定 | 3歳～5歳     | 23-9135 |

## 幼稚園とは？

幼稚園は、生涯にわたる自立の基礎を培うものとして、幼児の健やかな成長のために適切な環境を通して、その心身の調和のとれた発達を促す場です。

園での毎日のさまざまな遊びや活動を通して、感性を育て創造性を豊かにするとともに、子どもたちの健やかな育ちを支援します。

## ○幼稚園

### 公立幼稚園

| 施 設 名     | 所 在 地      | 定員  | 入園年齢  | 電 話     |
|-----------|------------|-----|-------|---------|
| 小 俣 幼 稚 園 | 小俣町本町 1    | 200 | 3歳～5歳 | 22-4902 |
| 明 野 幼 稚 園 | 小俣町明野 1481 | 70  | 3歳～5歳 | 38-1234 |

### 私立幼稚園

| 施 設 名       | 所 在 地         | 定員  | 入園年齢   | 電 話     |
|-------------|---------------|-----|--------|---------|
| 常 盤 幼 稚 園   | 岩渕1丁目 6-32    | 35  | 満3歳～5歳 | 28-4420 |
| ま る こ 幼 稚 園 | 一之木1丁目 8-3    | 60  | 満3歳～5歳 | 28-5310 |
| 双 康 幼 稚 園   | 伊勢市黒瀬町 562-13 | 75  | 満3歳～5歳 | 22-7890 |
| 神宮高倉山幼稚園    | 八日市場町 17-20   | 180 | 3歳～5歳  | 28-4248 |
| 神宮五十鈴川幼稚園   | 宇治中之切町 38-2   | 200 | 3歳～5歳  | 22-4550 |

※1 掲載内容は令和8年7月時点での見込みとなります。

※2 定員は変更する場合があります。

※3 常盤幼稚園、まるこ幼稚園、双康幼稚園の1号認定については、年度途中で3歳になるお子さまもご利用いただけます。また、一部の幼稚園で子育て支援として2歳児のお子さまの受入も行っています。（詳しくは各園へお問い合わせください。）

※4 掲載内容は令和8年7月時点での見込みとなります。

## 5 教育・保育給付認定の申請について

### 教育・保育給付認定とは？

幼稚園（一部園を除く）・保育所・認定こども園などを利用する際に認定を受けていただく必要があります。認定は、保護者の就労状況や希望に応じ、「**教育標準時間認定（1号認定）**」「**満3歳以上・保育認定（2号認定）**」「**満3歳未満・保育認定（3号認定）**」の3つに区分されます。

また、保育認定を受ける場合、保育の必要量により「**保育標準時間**」「**保育短時間**」に分かれます。

| 認定区分                         | 内容                                                                                                                                                                                                                                            | 利用先           |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| <b>1号認定<br/>（教育標準時間認定）</b>   | 満3歳以上で、教育を希望する場合                                                                                                                                                                                                                              | 幼稚園<br>認定こども園 |
| <b>2号認定<br/>（満3歳以上・保育認定）</b> | 満3歳以上で、保育を必要とする場合                                                                                                                                                                                                                             | 保育所<br>認定こども園 |
| <b>3号認定<br/>（満3歳未満・保育認定）</b> | 満3歳未満で、保育を必要とする場合                                                                                                                                                                                                                             | 保育所<br>認定こども園 |
| <b>保育必要量区分（2号認定・3号認定のみ）</b>  |                                                                                                                                                                                                                                               |               |
| <b>保育標準時間<br/>（最長11時間利用）</b> | <b>父母の両方が下記に該当する場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月120時間以上の就労</li> <li>・ 〃 の同居親族等の介護または看護</li> <li>・ 〃 の保護者の就学</li> <li>・ 妊娠・出産→産前8週間または産後8週間</li> <li>・ 災害復旧</li> <li>・ 虐待またはDV</li> </ul>                                      |               |
| <b>保育短時間<br/>（8時間利用）</b>     | <b>父母のいずれか一方が保育標準時間に該当しても、他方が下記に該当する場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月48時間以上120時間未満の就労</li> <li>・ 月120時間未満の同居親族等の介護または看護</li> <li>・ 〃 の保護者の就学</li> <li>・ 疾病または障がい</li> <li>・ 求職活動</li> <li>・ 育児休業中の保育所継続利用（既入所児童のみ）</li> </ul> |               |

※保育標準時間・保育短時間の時間帯は施設によって異なります

#### 《利用時間のイメージ》

|          |        |       |       |       |
|----------|--------|-------|-------|-------|
|          | 7:30   | 8:30  | 16:30 | 18:00 |
|          | ←      |       |       | →     |
|          | 開所時間   |       |       |       |
| 保育標準時間利用 | 保育標準時間 |       |       |       |
| 保育短時間利用  | 延長保育   | 保育短時間 | 延長保育  |       |

## 教育・保育給付認定の有効期間

| 保育を必要とする事由                                | 認定の有効期間                                             |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 就労                                        | 小学校就学まで                                             |
| 保護者の疾病、障害<br>同居親族等の介護、看護<br>災害復旧<br>虐待、ＤＶ | 小学校就学まで<br>※保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで                  |
| 妊娠・出産                                     | 出産(予定)日の８週間前の日が属する月の初日から出産(予定)日の８週間後の日が属する月の末日まで（※） |
| 求職活動                                      | 有効期間の開始日から９０日を経過する日が属する月の末日まで（※）                    |
| 育児休業中の保育所継続利用<br>（既入所児童のみ）                | 育児休業取得期間の満了する日まで（※）                                 |
| 保護者の就学                                    | 保護者の卒業予定月の月末まで（※）                                   |

※有効期間内に小学校就学の始期に達する場合、小学校就学まで

- ・１号認定の有効期間は一律、小学校就学までです。
- ・子どもが満３歳未満の場合、満３歳に到達する前々日までが有効期間となり、満３歳到達時に新しい支給認定証を交付します。
- ・認定の有効期間の満了後も引き続き保育所・認定こども園（保育認定）の利用を希望する場合は、再度認定の申請をしていただく必要があります。（保育を必要とする事由に該当しない場合は、継続利用できません）

## 認定に必要な書類

| 保育を必要とする事由       | 必要書類    | 添付書類など（例）                                |
|------------------|---------|------------------------------------------|
| 就労（正社員等の被雇用者、役員） | 就労証明書   | なし                                       |
| 育児休業中の保育所継続利用    |         | 就労証明書に育児休業の取得期間の記載が必要                    |
| 就労（自営業主、自営業専従者）  | 就労証明書   | 税の申告書の写し（確定申告書の写し 等）<br>開業届の写し 等         |
| 妊娠・出産            | 家庭状況申告書 | 母子手帳等分娩予定日または出生日が分かるもの<br>（母子手帳の写し 等）    |
| 保護者の疾病、障害        |         | 診断書<br>身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 等             |
| 同居親族等の介護、看護      |         | 被介護者・被看護者の診断書、<br>介護保険被保険者証の写し 等         |
| 災害復旧             |         | 申立書、り災証明書 等                              |
| 求職活動             |         | 雇用保険受給者資格証、ハローワーク受付票 等                   |
| 保護者の就学           |         | 在学証明書、学生証等在学期間の分かるもの<br>時間割等スケジュールが分かるもの |
| 虐待、ＤＶ            |         | 配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書 等                  |



## 認定内容の変更・取消について

○認定後、世帯状況に次のような変更があった場合は、各施設にお申し出ください。

・保育を必要とする事由の変更

(就労が決まったとき、勤務先が変わったとき、仕事をやめたとき、妊娠したとき、育児休業を取得するとき・育児休業から復帰するとき)

・家族状況、住所等の変更

(世帯員の増減、住所変更、お子さま及び保護者の氏名変更 等)

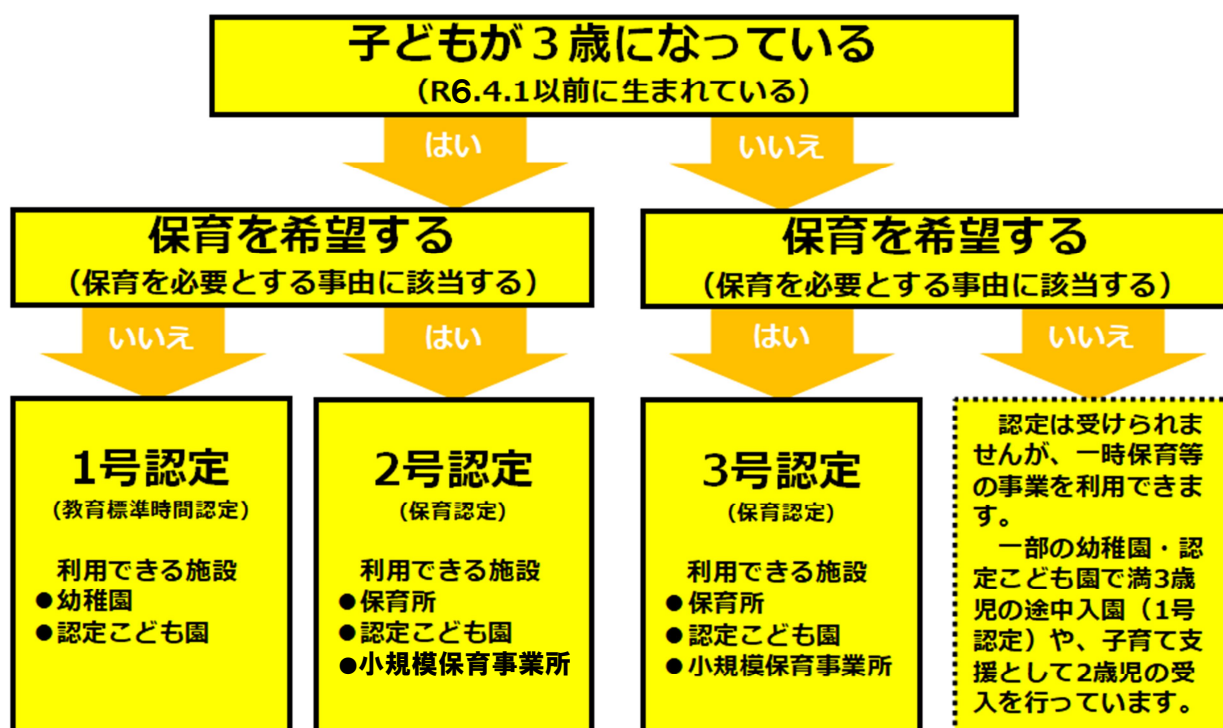
○保育認定を受け施設を利用している方には、年1回保育の必要性の確認(現況確認調査)を行います。保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、保育認定を取り消すことがあります。保育認定を取り消されると、保育所・認定こども園(保育認定)を利用できなくなります。

○保育所・認定こども園(保育認定)に入所後も、無断または特別な理由がなく長期間登園がない場合、認定の有効期間中であっても、施設の利用決定を取り消す(退所となる)ことがあります。



## 6 入所・入園の手続きについて

### 利用できる施設について



## 保育所・認定こども園・幼稚園の入所(園)手続きについて

保育（２号・３号認定）を希望…保育認定の申請と入所申込みを同時に行います。

教育（１号認定）を希望…施設に利用申込みを行い、施設を通じて認定の申請をします。  
(入園手続き等詳しくは各施設にお問合せください。)

### ○保育所・認定こども園(２号・３号認定)の申込方法

- ① ・市に保育認定の申請を行う。  
※同時に保育所等の利用希望の申込みを行う。(希望する施設名などを記載)
- ② ・市から支給認定証を交付（２号・３号認定）
- ③ ・申請者の希望、施設の状況などにより、市が利用を調整
- ④ ・利用先の決定後、契約

※年度途中の月に入所申込みを行う場合は、保育認定と利用先の決定を同時に行います。

### ○認定こども園(１号認定)・幼稚園の申込方法

- ① ・施設に利用申込み
- ② ・施設を通じて利用のための認定を市に申請
- ③ ・施設を通じて市から支給認定証を交付（１号認定）
- ④ ・利用決定



## 申請時期について

### 【1号認定】

#### ○しごうこども園・公立幼稚園

##### ・4月に入園(次年度入園)をご希望の場合

例年9月から申込書等を配布し、10月に申込みを受け付けています。各園所定の入園願書に必要事項を記入し、希望する園に提出してください。

#### ○私立認定こども園・私立幼稚園

##### ・4月に入園(次年度入園)をご希望の場合

9月に申込みを受け付けています。各園所定の入園願書に必要事項を記入し、希望する園に提出してください。

##### ・年度途中の月に入園をご希望の場合

年度の途中であっても、定員に余裕があれば入園できます。各園の入園願書に必要事項を記入し、希望する園に提出してください。

### 【2号・3号認定】

#### ○保育所・認定こども園・小規模保育事業所

##### ・4月に入所(次年度入所)をご希望の場合

例年9月から申込書等を配布し、各施設にて10月から申込みを受け付けます。

##### ・年度途中の月に入所をご希望の場合

年度の途中であっても、定員に余裕があれば入所できます。

毎月15日(土・日・祝日にあたり、その直前の平日)で申込みを締め切り、翌月1日付けで入所となります。

※12月から3月に新規・転園で入所を希望される方につきましては、入所できたとしても、同一年度の3月までの期間限定となります。次年度4月以降も継続して入所を希望される場合は、必ず次年度入所(10月から受付開始)にて申込みをしてください。

#### 申請先

① 第1希望が公立施設・・・各公立保育所、しごうこども園

② 第1希望が私立施設・・・保育課(市役所東館2階)

※駅前子育て支援センターでは、公立・私立施設に関わらず申込みできます。

※面接を行いますので、お子さまとご一緒にお越しください。

##### ・手続きに必要なもの

① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 兼 特定教育・保育施設等入所(園)申込書、認定に必要な書類(13ページ参照)、  
児童の状況、同意書…各施設・各総合支所・保育課で配布しています。

② 母子手帳 ③ 印鑑(同意書に押印があれば持参する必要はありません)

④ 保護者のマイナンバーカード(個人番号カード)

※お持ちでない方は、個人番号通知カード(または個人番号の確認できる住民票等)と運転免許証、パスポート等の顔写真付の身分証明書等をお持ち下さい。保護者以外の方が代理で申請される場合、委任状、保護者のマイナンバーカード(個人番号カード)等と代理申請者の顔写真付の身分証明書等が必要です。



